

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年4月27日

香川県監査委員	石川	豊
同	辻村	修
同	鍋嶋	明人
同	野田	峻司

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
香川中央高等学校	平成19年1月19日
豊学校	〃
香川中部養護学校	〃
香川丸亀養護学校	〃
丸亀競技場	〃
丸亀武道館	〃
小豆教育事務所	平成19年1月22日
小豆島高等学校	〃
土庄高等学校	〃
大川東高等学校	〃
津田高等学校	〃
東讃教育事務所	平成19年1月23日
坂出商業高等学校	〃
坂出工業高等学校	〃
図書館	〃
文化会館	〃
丸亀高等学校	平成19年1月24日
丸亀城西高等学校	〃
総合運動公園	〃
東山魁夷せとうち美術館	〃
歴史博物館	〃
教育センター	平成19年1月26日
高松工芸高等学校	〃
漆芸研究所	〃
美術工芸研究所	〃
高松西高等学校	〃
高瀬高等学校	〃
高瀬のぞみが丘中学校	〃

笠田高等学校	〃
観音寺中央高等学校	〃
石田高等学校	平成19年2月2日
高松東高等学校	〃
琴平高等学校	〃
善通寺養護学校	〃
障害児教育課	平成19年2月6日
保健体育課	〃
生涯学習課	〃
人権・同和教育課	平成19年2月7日
文化行政課	〃
福利課	〃
総務課	平成19年2月8日
義務教育課	〃
高校教育課	〃
中讃教育事務所	平成19年3月23日
西讃教育事務所	〃
自然科学館	〃
三本松高等学校	〃
志度高等学校	〃
三木高等学校	〃
高松北高等学校	〃
高松北中学校	〃
高松高等学校	〃
高松商業高等学校	〃
高松南高等学校	〃
高松桜井高等学校	〃
農業経営高等学校	〃
坂出高等学校	〃
飯山高等学校	〃
善通寺第一高等学校	〃
善通寺西高等学校	〃
多度津工業高等学校	〃
多度津水産高等学校	〃
観音寺第一高等学校	〃
三豊工業高等学校	〃
盲学校	〃
香川東部養護学校	〃
高松養護学校	〃
香川西部養護学校	〃

屋島少年自然の家	〃
五色台少年自然の家	〃
瀬戸内海歴史民俗資料館	〃
屋島陸上競技場	〃
総合水泳プール	〃
埋蔵文化財センター	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 証紙収入事務について

証紙により収入する高等学校証明手数料について、徴収すべき額を超過する証紙が貼付されていたので、過納額を還付する必要がある。(高松商業高等学校)

イ 通勤手当の支給について

(1) 自動車で高速道路を利用して通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、高速料金の額の算定を誤っているものがあつたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(中讃教育事務所)

(2) 自動車等及び公共交通機関を利用する職員の通勤手当の支給に当たり、自動車等を利用する区間の通勤距離の認定を誤っているものがあつたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(高松工芸高等学校、高松南高等学校)

ウ 住居手当の支給について

住居手当の支給に当たり、家賃の認定を誤っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(津田高等学校)

エ 特殊勤務手当の支給について

部活動指導業務にかかる特殊勤務手当の支給に当たり、業務に従事した時間の認定を誤っているため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(石田高等学校)

オ 旅費の支給について

自家用車利用による出張旅費の支給に当たり、誤って公共交通機関利用の出張旅費を支給しているため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(中讃教育事務所)

(3) 検討指示事項

ア 補助事業の履行確認について

補助事業の執行に当たり、履行確認が不十分なものが一部見受けられたので、検査や指導監督などを徹底する必要がある。(保健体育課)

イ 学校敷地の管理について

一部の高等学校等においては、学校敷地内に介在した農道、水路等が用途廃止されていないものや学校敷地の一部が公道となっているものが見受けられた。これらの解消については、これまでも検討されているが、計画的な解消に努められたい。(高校教育課、障害児教育課)